

省エネルギー設備の新設・増設などの省エネ取組の 融資利息の一部を補給します！

対象要件

いずれかを満たすこと

指定金融機関(※裏面参照)が行う以下事業への融資が対象

- ・エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設・増設する事業
- ・新たに省エネルギー設備を導入し、エネルギー消費原単位が1%以上改善される事業
- ・データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業

利子補給率

最大 **1%** ※

利子補給期間

最大 **10年間**

利子補給金支払

年2回

※ 貸付利率1.1%以上 → 1.0% 貸付利率1.1%未満 → 貸付利率から▲0.1%

融資計画書の 受付期間

第4回 平成30年10月3日(水)～11月7日(水)

第5回 平成30年11月中旬～12月中旬(予定)

※予算額に達した場合、第5回受付を実施しない場合があります。

利子補給金の申請の流れ

融資契約締結前

事業者と指定金融機関の共同提出

融資計画書の提出

審査

利子補給金の交付方針の決定

融資契約締結以降 (実線部分は申請者側の作業内容です)

指定金融機関による申請

融資契約締結

交付申請

交付決定

実績報告
交付対象融資の内容報告

利子補給金の額の確定

支払請求書の提出

利子補給金の支払

事業者の手続きは
ここまです

※本年度より、交付申請に先立ち融資計画の内容を審査します。

融資計画の内容が本事業の要件を満たしている案件に対し、予算の範囲内で交付方針の決定を通知します。

※融資計画書の提出及び交付申請にあたっては必ず交付規程と公募要領をご確認ください。

